

利用料金表(入所)

(1) 基本利用料金(介護保険負担割合証が1割負担の方)

個室に入所の場合(在宅強化型)

	サービス費		居住費	食費	日用品費 教養娯楽費	1日合計
	円	単位				
要介護1	792円	739単位	1840円	1480円	350円	4462円
要介護2	868円	810単位				4538円
要介護3	934円	872単位				4604円
要介護4	994円	928単位				4664円
要介護5	1053円	983単位				4723円

2人部屋・4人部屋に入所の場合(在宅強化型)

	サービス費		居住費	食費	日用品費 教養娯楽費	1日合計
	円	単位				
要介護1	876円	818単位	570円	1480円	350円	3276円
要介護2	956円	892単位				3356円
要介護3	1022円	954単位				3422円
要介護4	1082円	1010単位				3482円
要介護5	1141円	1065単位				3541円

※介護保険制度では介護度によって利用料金が異なります。また、基本料金は算定上、端数処理の規則により、誤差の生じる事があります。(1単位あたり10.72円に換算します)

(2) 加算料金・その他の料金

項 目	料金	単位
入所定員の超過、または職員等の欠員減算	所定単位数の-30%	
身体拘束廃止未実施減算	所定単位数の-10%	
夜勤職員配置加算	¥25	24
短期集中リハビリテーション実施加算	¥257	240
認知症短期集中リハビリテーション加算(週3日限度)	¥257	240
認知症ケア加算	¥81	76
若年性認知症利用者受入加算	¥128	120
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	¥36	34
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	¥49	46
外泊時費用	¥388	362
外泊時費用(在宅サービスを利用する場合)	¥857	800

ターミナルケア加算	ターミナルケア加算(死亡日)	¥1,768	1,650
	ターミナルケア加算(2~3日)	¥879	820
	ターミナルケア加算(4~30日)	¥171	160
初期加算(入所日から30日以内の期間)		¥32	30
再入所時栄養連携加算(1人につき1回限度)		¥428	400
入所前後訪問指導加算(Ⅰ)		¥482	450
入所前後訪問指導加算(Ⅱ)		¥514	480
退所時等支援等加算	試行的退所時指導加算	¥428	400
	退所時情報提供加算	¥536	500
	退所前連携加算	¥536	500
	訪問看護指示加算	¥321	300
栄養マネジメント加算		¥15	14
低栄養リスク改善加算		¥321	300
経口移行加算		¥30	28
経口維持加算	経口維持加算(Ⅰ)(1月につき)	¥428	400
	経口維持加算(Ⅱ)(1月につき)	¥107	100
口腔衛生管理体制加算		¥32	30
口腔衛生管理加算		¥96	90
療養食加算(1日に3回を限度として1回につき)		¥6	6
かかりつけ医連携薬剤調整加算		¥134	125
緊急時施設療養費	緊急時治療管理	¥547	511
所定疾患施設療養費	所定疾患施設療養費Ⅰ(月7日限度)	¥251	235
	所定疾患施設療養費Ⅱ(月7日限度)	¥509	475
認知症専門ケア加算(Ⅰ)		¥3	3
認知症専門ケア加算(Ⅱ)		¥4	4
認知症行動・心理症状緊急対応加算		¥214	200
認知症情報提供加算(認知症疾患医療センター等への紹介)		¥375	350
地域連携診療計画情報提供加算		¥321	300
褥瘡マネジメント加算(イ(1)、ロ(1)を算定する場合のみ) 3月に1回を限度		¥10	10
排せつ支援加算(1月につき)		¥107	100
サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	¥19	18
介護職員処遇改善加算	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の3.9%	
個室料		3000(税抜)	
2人部屋料		1500(税抜)	

※外泊の場合、外泊初日と最終日以外に基本料金に換えて上記料金が必要となります。

外泊は月に6日以内(初日・最終日を除く)です。

※食費につきまして、介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は認定証記載の負担限度額となります。

※個室と多床室では利用料金が異なりますのでご注意ください。

(3) 低所得者への配慮

・低所得者を対象に、居住費・食費の負担額を低く設定する制度が設けられています。

これには、「介護保険負担限度額認定申請書」を役所に提出して頂き、認定証を施設窓口に提示していただく事が必要となります。

・施設サービスに対して支払った自己負担額(1割負担の額)が、一定の上限額を超えた時は高額介護(介護予防)サービス費として、超えた額が介護保険から払い戻されます。

(4) お支払い方法

毎月15日に、前月分の請求書を発行。その後、27日に指定の口座からの自動引き落としになります。

利用料金表(入所)

(1) 基本利用料金(介護保険負担割合証が2割負担の方)

個室に入所の場合(在宅強化型)

	サービス費		居住費	食費	日用品費 教養娯楽費	1日合計
	円	単位				
要介護1	1584円	739単位	1840円	1480円	350円	5254円
要介護2	1736円	810単位				5406円
要介護3	1869円	872単位				5539円
要介護4	1989円	928単位				5659円
要介護5	2107円	983単位				5777円

2人部屋・4人部屋に入所の場合(在宅強化型)

	サービス費		居住費	食費	日用品費 教養娯楽費	1日合計
	円	単位				
要介護1	1753円	818単位	570円	1480円	350円	4153円
要介護2	1912円	892単位				4312円
要介護3	2045円	954単位				4445円
要介護4	2165円	1010単位				4565円
要介護5	2283円	1065単位				4683円

※介護保険制度では介護度によって利用料金が異なります。また、基本料金は算定上、端数処理の規則により、誤差の生じる事があります。(1単位あたり10.72円に換算します)

(2) 加算料金・その他の料金

項目	料金	単位
入所定員の超過、または職員等の欠員減算	所定単位数の-30%	
身体拘束廃止未実施減算	所定単位数の-10%	
夜勤職員配置加算	¥51	24
短期集中リハビリテーション実施加算	¥514	240
認知症短期集中リハビリテーション加算(週3日限度)	¥514	240
認知症ケア加算	¥162	76
若年性認知症利用者受入加算	¥257	120
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	¥72	34
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	¥98	46
外泊時費用	¥776	362
外泊時費用(在宅サービスを利用する場合)	¥1,715	800

ターミナルケア加算	ターミナルケア加算(死亡日)	¥3,537	1,650
	ターミナルケア加算(2~3日)	¥1,758	820
	ターミナルケア加算(4~30日)	¥343	160
初期加算(入所日から30日以内の期間)		¥64	30
再入所時栄養連携加算(1人につき1回限度)		¥857	400
入所前後訪問指導加算(Ⅰ)		¥964	450
入所前後訪問指導加算(Ⅱ)		¥1,029	480
退所時等支援等加算	試行的退所時指導加算	¥857	400
	退所時情報提供加算	¥1,072	500
	退所前連携加算	¥1,072	500
	訪問看護指示加算	¥643	300
栄養マネジメント加算		¥30	14
低栄養リスク改善加算		¥643	300
経口移行加算		¥60	28
経口維持加算	経口維持加算(Ⅰ)(1月につき)	¥857	400
	経口維持加算(Ⅱ)(1月につき)	¥214	100
口腔衛生管理体制加算		¥64	30
口腔衛生管理加算		¥192	90
療養食加算(1日に3回を限度として1回につき)		¥12	6
かかりつけ医連携薬剤調整加算		¥268	125
緊急時施設療養費	緊急時治療管理	¥1,095	511
所定疾患施設療養費	所定疾患施設療養費Ⅰ(月7日限度)	¥503	235
	所定疾患施設療養費Ⅱ(月7日限度)	¥1,018	475
認知症専門ケア加算(Ⅰ)		¥6	3
認知症専門ケア加算(Ⅱ)		¥8	4
認知症行動・心理症状緊急対応加算		¥428	200
認知症情報提供加算(認知症疾患医療センター等への紹介)		¥750	350
地域連携診療計画情報提供加算		¥643	300
褥瘡マネジメント加算(イ(1)、ロ(1)を算定する場合のみ) 3月に1回を限度		¥21	10
排せつ支援加算(1月につき)		¥214	100
サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	¥38	18
介護職員処遇改善加算	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の3.9%	
個室料		3000(税抜)	
2人部屋料		1500(税抜)	

※外泊の場合、外泊初日と最終日以外に基本料金に換えて上記料金が必要となります。

外泊は月に6日以内(初日・最終日を除く)です。

※食費につきまして、介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は認定証記載の負担限度額となります。

※個室と多床室では利用料金が異なりますのでご注意ください。

(3) 低所得者への配慮

・低所得者を対象に、居住費・食費の負担額を低く設定する制度が設けられています。

これには、「介護保険負担限度額認定申請書」を役所に提出して頂き、認定証を施設窓口に提示していただく事が必要となります。

・施設サービスに対して支払った自己負担額(1割負担の額)が、一定の上限額を超えた時は高額介護(介護予防)サービス費として、超えた額が介護保険から払い戻されます。

(4) お支払い方法

毎月15日に、前月分の請求書を発行。その後、27日に指定の口座からの自動引き落としになります。

利用料金表(入所)

(1) 基本利用料金(介護保険負担割合証が3割負担の方)

個室に入所の場合(在宅強化型)

	サービス費		居住費	食費	日用品費 教養娯楽費	1日合計
	円	単位				
要介護1	2376円	739単位	1840円	1480円	350円	6046円
要介護2	2605円	810単位				6275円
要介護3	2804円	872単位				6474円
要介護4	2984円	928単位				6654円
要介護5	3161円	983単位				6831円

2人部屋・4人部屋に入所の場合(在宅強化型)

	サービス費		居住費	食費	日用品費 教養娯楽費	1日合計
	円	単位				
要介護1	2630円	818単位	570円	1480円	350円	5030円
要介護2	2868円	892単位				5268円
要介護3	3068円	954単位				5468円
要介護4	3248円	1010単位				5648円
要介護5	3425円	1065単位				5825円

※介護保険制度では介護度によって利用料金が異なります。また、基本料金は算定上、端数処理の規則により、誤差の生じる事があります。(1単位あたり10.72円に換算します)

(2) 加算料金・その他の料金

項 目	料金	単位
入所定員の超過、または職員等の欠員減算	所定単位数の-30%	
身体拘束廃止未実施減算	所定単位数の-10%	
夜勤職員配置加算	¥77	24
短期集中リハビリテーション実施加算	¥771	240
認知症短期集中リハビリテーション加算(週3日限度)	¥771	240
認知症ケア加算	¥244	76
若年性認知症利用者受入加算	¥385	120
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	¥109	34
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	¥147	46
外泊時費用	¥1,164	362
外泊時費用(在宅サービスを利用する場合)	¥2,572	800

ターミナルケア加算	ターミナルケア加算(死亡日)	¥5,306	1,650
	ターミナルケア加算(2~3日)	¥2,637	820
	ターミナルケア加算(4~30日)	¥514	160
初期加算(入所日から30日以内の期間)		¥96	30
再入所時栄養連携加算(1人につき1回限度)		¥1,286	400
入所前後訪問指導加算(Ⅰ)		¥1,447	450
入所前後訪問指導加算(Ⅱ)		¥1,543	480
退所時等支援等加算	試行的退所時指導加算	¥1,286	400
	退所時情報提供加算	¥1,608	500
	退所前連携加算	¥1,608	500
	訪問看護指示加算	¥964	300
栄養マネジメント加算		¥45	14
低栄養リスク改善加算		¥964	300
経口移行加算		¥90	28
経口維持加算	経口維持加算(Ⅰ)(1月につき)	¥1,286	400
	経口維持加算(Ⅱ)(1月につき)	¥321	100
口腔衛生管理体制加算		¥96	30
口腔衛生管理加算		¥289	90
療養食加算(1日に3回を限度として1回につき)		¥19	6
かかりつけ医連携薬剤調整加算		¥402	125
緊急時施設療養費	緊急時治療管理	¥1,643	511
所定疾患施設療養費	所定疾患施設療養費Ⅰ(月7日限度)	¥755	235
	所定疾患施設療養費Ⅱ(月7日限度)	¥1,527	475
認知症専門ケア加算(Ⅰ)		¥9	3
認知症専門ケア加算(Ⅱ)		¥12	4
認知症行動・心理症状緊急対応加算		¥643	200
認知症情報提供加算(認知症疾患医療センター等への紹介)		¥1,125	350
地域連携診療計画情報提供加算		¥964	300
褥瘡マネジメント加算(イ(1)、ロ(1)を算定する場合のみ) 3月に1回を限度		¥32	10
排せつ支援加算(1月につき)		¥321	100
サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	¥57	18
介護職員処遇改善加算	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の3.9%	
個室料		3000(税抜)	
2人部屋料		1500(税抜)	

※外泊の場合、外泊初日と最終日以外に基本料金に換えて上記料金が必要となります。

外泊は月に6日以内(初日・最終日を除く)です。

※食費につきまして、介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は認定証記載の負担限度額となります。

※個室と多床室では利用料金が異なりますのでご注意ください。

(3) 低所得者への配慮

・低所得者を対象に、居住費・食費の負担額を低く設定する制度が設けられています。

これには、「介護保険負担限度額認定申請書」を役所に提出して頂き、認定証を施設窓口に提示していただく事が必要となります。

・施設サービスに対して支払った自己負担額(1割負担の額)が、一定の上限額を超えた時は高額介護(介護予防)サービス費として、超えた額が介護保険から払い戻されます。

(4) お支払い方法

毎月15日に、前月分の請求書を発行。その後、27日に指定の口座からの自動引き落としになります。